

自宅からの通学が困難な

高校生の下宿等の家賃を補助します！



2022年度対象校：池田高等学校 本校・辻校・三好校

地域の活性化と将来に向けた若者の移住・定住につなげるため、三好市内の高等学校に通学する生徒の保護者に対し、下宿等の家賃に要する費用の一部を補助します。

<補助額>

上限
月額1万円

三好市内の方も
申請可能です



保護者

学生寮



下宿



通学のために賃貸借した下宿、間借り
または民間の賃貸住宅及び学生寮

お申込み
お問合せ

三好市役所 地方創生推進課

〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2

Tel. 0883-72-7607 Fax. 0883-72-7202

E-mail. chihouseiseisuisin@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

補助金を受け取るには



4月 交付申請

1.三好市役所地方創生推進課に下記の書類を提出してください。

- <提出書類>
- ・交付申請書（様式第1号）
 - ・下宿等における賃貸借契約書の写しもしくはそれに準ずるもの
 - ・所属する市内高校の在学証明書の写し
 - ・その他、市長が必要と認めるもの

転校等理由があれば、申請は随時受付

交付決定

2.申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。決定された方には交付決定通知書（様式第2号）を発行します。

補助対象期間終了後

実績報告及び補助金の請求

3.補助対象期間の終了後下記の書類を提出してください。

- <提出書類>
- ・実績報告書兼補助金請求書（様式第5号）
 - ・領収書の写しもしくは支払いがわかるもの
 - ・その他、市長が必要と認めるもの

注意事項

◆補助対象経費の変更や家賃の支払いを中止するなど変更があった場合は、速やかに中止・変更申請書を提出してください。

◆偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けた場合や規定に反した場合は交付決定が取り消しとなります。

補助対象経費	限度額
下宿等の家賃に要する経費	限度額：月額10,000円 ただし、月額10,000円に満たない場合は補助対象経費の額とする

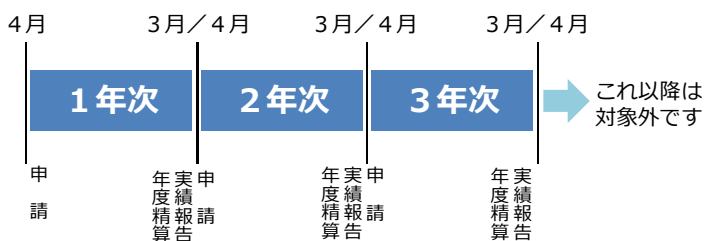


保護者

<補助対象者>

遠距離等の理由により自宅からの通学が困難なため、三好市内の下宿等から市内高校に通学する生徒の保護者

<補助対象期間>



※年度ごとに申請と精算のご手続が必要です。



<下宿等の定義>

市内高校の生徒が通学のために賃貸借した下宿、間借りまたは民間の賃貸住宅及び学生寮。ただし3親等以内の親族等が所有する持ち家等に居住するものを除く。

<家賃の定義>



賃貸物件の賃貸借契約等に基づく物件及び寮の使用における対価として支払う納入金をいう。

※詳細が知りたい方は要綱をご覧になるか、地方創生推進課にお問い合わせください。